

<h1>静岡市報</h1>	No. 193
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- 静岡市税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 静岡市介護保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

人事委員会規則

- 静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 8

教育委員会規則

- 静岡市立中学校部活動指導員設置規則を廃止する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

上下水道局管理規程

- 静岡市水道事業給水条例等施行規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

＜本号で登載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市税条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第101号）

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税の寄附金税額控除における特別控除の対象となる寄附金を改めるなど、所要の改正をするものである。

◇ 静岡市介護保険条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第102号）

介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者の保険料率について、所要の改正をするものである。

条 例

静岡市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年4月25日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第101号

静岡市税条例の一部を改正する条例

静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「においては」を「には」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第16条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第18条中「地方団体に対する寄附金」を「法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、「規定による」の次に「同条第8項に規定する」を加え、「においては」を「には」に改める。

附則第35条中「若しくは第48項」を「、第48項若しくは第50項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年6月1日から施行する。
（市民税に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の静岡市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第1項及び附則第18条の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第23条第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出し
---------	-----------	---

		たものに限る。)
附則第18条	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。)
	送付があった	送付又は地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）附則第13条第7項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の法（以下この項において「改正前法」という。）附則第7条第12項の規定による同条第8項に規定する申告特例通知書の送付があった
	同条第13項	同条第13項又は改正法附則第13条第7項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前法附則第7条第13項

静岡市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年4月25日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第102号

静岡市介護保険条例の一部を改正する条例

静岡市介護保険条例（平成15年静岡市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「平成31年度及び平成32年度」に、「29,600円」を「24,700円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項第2号に規定する第1号被保険者の平成31年度及び平成32年度の保険料率は、37,800円とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、同項第3号に規定する第1号被保険者の平成31年度及び平成32年度の保険料率は、47,700円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市介護保険条例第14条の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

人事委員会規則

静岡市人事委員会規則第4号

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年4月23日

静岡市人事委員会

委員長 青島伸雄

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則(平成17年静岡市人事委員会規則第21号)

の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(8) 一般社団法人ふじさん駿河湾フェリー

附 則

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第9号

静岡市立中学校部活動指導員設置規則を廃止する規則をここに制定する。

平成31年4月19日

静岡市教育委員会

教育長 池谷 眞樹

静岡市立中学校部活動指導員設置規則を廃止する規則

静岡市立中学校部活動指導員設置規則（平成15年静岡市教育委員会規則第39号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成32年4月1日から施行する。

上下水道局管理規程

静岡市上下水道局管理規程第1号

静岡市水道事業給水条例等施行規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和元年5月9日

静岡市公営企業管理者 大石清仁

静岡市水道事業給水条例等施行規程の一部を改正する規程

静岡市水道事業給水条例等施行規程（平成15年静岡市企業局管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この規程は、公布の日から施行する。